

誓 約 書

私は、国分浜への車両の乗り入れにあたり、以下のことを誓約します。

（安全宣言）

- ・私は、砂浜での車両の運転及び海上にてマリンスポーツ等を行う際に、遊泳者はもとより、その他マリンスポーツ等の利用者への安全に配慮し、危険な行為はしません。

（環境を守る宣言）

- ・私は、地元住民の方々の日常生活、漁業関係者の方々の活動に配慮し、かつ、周辺環境の愛護に努めます。

（ローカルルールを守る宣言）

- ・私は、別紙により定められた**遵守事項**を守ります。
- ・私は、国分浜に車両を乗り入れている間に救護等の要請があった場合には、できる限り協力します。

（その他）

- ・私は、暴力団や反社会的勢力を規制する関係法令に該当する者ではありません。よって、反社会的勢力が関係法令で規制されているような行為は一切行いません。
- ・私は、自身の過失により人的被害もしくは物的損害等を発生させた場合は、海岸管理者（県）にその責めを求めず、自らの責任をもって、被害及び損害を被った相手に対し、誠心誠意対応します。

私が砂浜に車両を乗り入れる際に同行する者に対しても、これら誓約事項を遵守するよう指導します。

同行者の行為を含め、これら誓約事項に反し、注意や指導を受けたにも拘らず、改善しなかった場合は、警察・海上保安庁への通報及び登録を取り消されても異議を唱えません。

令和 年 月 日

氏名 _____

遵 守 事 項

- ・登録車両は、加古川西側の斜路に設置する出入口(ゲート)から砂浜に乗り入れることとし、斜路以外からの砂浜の乗り入れは行わないこと。
また、国分浜へ乗り入れる車両は、臨港道路3号線から国分浜内の道路を通ること。(別図に示すとおり)。
- ・平日に自らゲートを開閉し砂浜に乗り入れる際は、砂浜乗り入れ時に開錠し、乗り入れ後直ちに施錠すると共に、伏木港事務所に開閉の都度、電話連絡を行うこと。
- ・平日に貸与する出入口(ゲート)の鍵については、当日利用前に伏木港事務所で鍵を借り受け、当日利用終了後直ちに返却すること。
また、貸与中の鍵については、登録車両の所有者の責任をもって紛失することのないよう管理すると共に、登録車両の所有者以外への貸し出し及び複製は決して行わないこと。
- ・登録車両の所有者の同行者であっても、登録車両以外の砂浜への乗り入れは行わないこと(登録車両以外は駐車場を利用すること)。
また、登録車両の所有者以外の車両が誤って砂浜に侵入した場合は、自ら登録後乗り入れ可能となることを伝え、応じて頂けない場合は速やかに伏木港事務所(平日)もしくは現地監視員(日曜日・祝日)に連絡すること。
- ・入場証は車両のダッシュボード前面の見えやすい場所に掲示すること。
- ・車両の乗り入れは、指定した期間の水曜日・金曜日・日曜日の9時～16時までとすること。(当日の状況により8時から車両乗り入れができる場合がありますが、水上オートバイの入水作業も含め、マリンスポーツ等の利用は9時からとし、現地係員の指示に従うこと)
ただし、地域の行事等がある日は、砂浜への車両の乗り入れ及びマリンスポーツ等による水上利用は行わないこと。
- ・漁業権を侵害(魚介類の密漁等)することなく、また、その様な行為を目撃した場合、自ら海上保安庁(電話118番)に通報することにより協力すること。

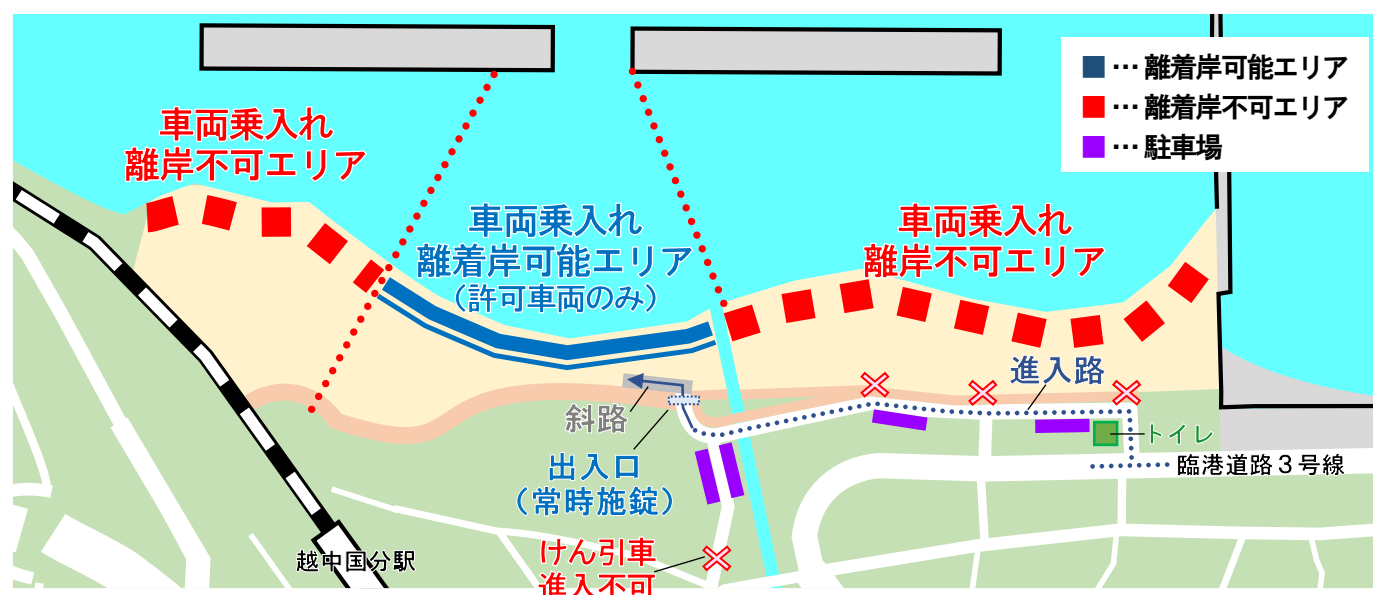
- 遊泳者の安全や漁業者の方の漁業活動等に配慮し、別図に示すエリア毎の航行ルールに従うこと。
各エリアでの航行においては、航行速度を守り、周囲監視を徹底するとともに、航行自粛エリアには決して進入しないこと。
- 別図に示すエリア外においても、周辺海域に設置されている定置網に近づく航行や、定置網上に進入する航行は行わないことに加え、漁業者が漁を行うために潜水している際の見印等として海上に浮かべている赤いブイの周辺 100m 以内には決して近づかないこと。
- 登録車両所有者の同行者であっても別図に示す水上オートバイ等の航行エリアでの遊泳は決して行わないこと（国分浜東側の遊泳区域を利用すること）。
- 伏木港事務所職員及び現地監視員、地元住民や漁業関係者、自身以外の登録者等からの注意や指導を真摯に受け入れ、トラブルの無いようにすること。
- 国分浜を大切にされている地元住民の方々の心を理解し、共に国分浜を大切にし、「来た時よりも美しく」を心掛け、ゴミは砂浜や海に投棄することなく必ず持ち帰るとともに、砂浜の美化に協力すること。
- 改造等により騒音を発する水上オートバイ等を使用しないこと。また、不必要なエンジンの空ふかしは行わないこと。
- 大声で騒ぐ、大音量の音楽を流す等の地元住民の方々の迷惑となる行為を行わないこと。
- 直火での焚火はしないこと。また、バーベキューコンロを使用した場合は火の後始末に細心の注意を払うこと。
- 給油等に伴って燃料等の油類をこぼさないよう注意すること。
万が一油類をこぼした場合は、自身で吸着マット等を使用して回収作業を行うとともに、伏木港事務所（平日）もしくは現地監視員（日曜・祝日）に連絡すること。

- 他の利用者に不安感を与えることが無いよう、タトゥーがある場合は、その部分が露出しないようにすること。
- 他のエリアから船舶等（マリンスポーツをする方を含む）が来訪し、誓約事項及び遵守事項に反する行為があった場合、自ら国分浜の使用のルールを伝え、受け容れられない場合は、登録車両の所有者がお互いに協力のうえ、誓約書及び遵守事項に則り伏木港事務所（平日）もしくは現地監視員（日曜・祝日）への連絡等の対処をする。
- 登録車両の所有者は以上のことが遵守されているか、お互いに監督し合うこと。また、遵守しない登録車両の所有者が見受けられ、指導に応じない場合は、伏木港事務所（平日）もしくは現地監視員（日曜・祝日）へ直ちに連絡すること。

以上

誓約書（遵守事項）別図

砂浜への車の乗入れ・駐車に関するルール



国分浜 水上オートバイ等 航行ルール



航行自粛エリア 利用者の安全確保！水上オートバイは航行自粛！

国分港、男岩周辺、国分浜東側・西側の指定範囲（遊泳区域、漁業活動範囲、民家近接）

最徐行エリア

8 km/h以下（波が立たない程度）で徐行し、周囲の安全確認を徹底！

➢ 周囲への声掛けや、他利用者・船舶には近づかない。

国分浜西側砂浜（離着岸エリア）～ 消波ブロックの間まで

徐行エリア

30km/h以下で徐行し、周囲の安全確認を徹底！

➢ 非動力船と100m以内に近づく時は、最徐行（8km/h以下）

消波ブロックの外側～（ブイの間）～ 万葉ふ頭の東西延長線上まで